

所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎・尿路感染・带状疱疹の疾病を発症したご利用者に治療を行い、下記の条件を満たした場合に介護報酬で評価されることになりました。当施設ではホームページ上に「所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況」をご報告、公表いたします。

【令和元年度】

疾患名	人数	検査内容	治療内容	投薬内容
肺炎	8	診察 血液検査 レントゲン撮影	投薬・点滴	・セフカベンピボキシル ・ポタコール ・カロナル ・ユナシン ・ムコソルバン ・ペパフラッシュ ・クラビット ・クラリスロマイシン ・パナン ・レボフロキサシン 等
尿路感染	1	診察・血液検査 尿培養検査	投薬・点滴	・ケフレックス 等
带状疱疹	—	—	—	—

【令和元年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	1	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0
尿路感染	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和2年4月1日
医療法人財団 青山会
介護老人保健施設 なのはな苑